

各柔道整復師会長 様

船橋市長 松戸 徹
(公印省略)

船橋市子ども医療費助成制度の拡充について

日頃より、本市の児童福祉の推進に対し、ご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

船橋市子ども医療費助成制度については、令和5年4月診療分から対象年齢を現行の中学3年生から高校3年生の年齢(18歳年度末)まで拡大します。

また、県制度にあわせて、令和5年8月診療分から自己負担額に月額上限(同一医療機関における同一月の受診について、入院は10日、通院は5回を超えて以降は無料)を導入することになりましたので、お知らせいたします。

なお、貴団体に所属し、所在地が千葉県内にある施術所へご周知いただければと思います。何卒、ご協力の程お願いいたします。

1.対象年齢拡大(令和5年4月診療分から)

(1) 改正内容

	改正前	改正後
対象年齢	0歳～中学3年生	0歳～高校3年生(18歳年度末)
自己負担額	入院1日300円 通院1回300円 調剤 無料	変更なし

※市民税所得割非課税世帯は無料

(2) 高校生拡大分の助成方法

- ・令和5年4月～7月診療分(償還払い)
- ・令和5年8月診療分～(現物給付)

※拡大対象(高校生)の受給券は令和5年7月末以降発送予定

2.自己負担額の上限設定(令和5年8月診療分から)

現行	令和5年8月診療分から
入院1日300円	入院1日300円 <u>10日を超えて以降は無料</u>
通院1回300円	通院1回300円 <u>5回を超えて以降は無料</u>
調剤 無料	調剤 無料

※同一医療機関における同一月の受診

※市民税所得割非課税世帯は無料

〈お問い合わせ先〉
船橋市役所 児童家庭課
児童助成係 TEL047(436)2316